

令和 6 年能登半島地震・令和 6 年奥能登豪雨における事業再建支援
「なりわい再建資金利子補給補助金」
 被災事業者の事業再建に向けた資金繰りを支援します

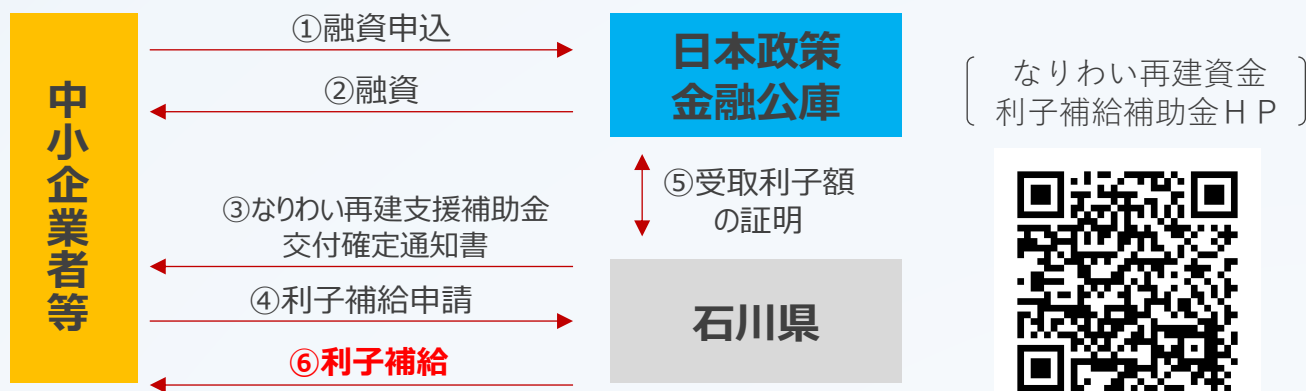
制度概要

令和6年 1 2 月 2 6 日（木）～申請受付中

【制度概要】

「なりわい再建支援補助金」の**自己負担額部分**を(株)日本政策金融公庫から借り入れた場合、**最大 3 年間分の支払利子額を補助**

※民間金融機関から県の「令和 6 年能登半島地震・奥能登豪雨災害対策特別融資」を借り入れた方は、**最大 5 年間無利子であり、申請不要です。**



【利子補給対象者】

- ・「なりわい再建支援補助金」の**交付確定通知**の発行を受けた者
- ・上記補助金の自己負担分について、日本政策金融公庫の「令和 6 年能登半島地震特別貸付」を借り入れた者

【利子補給対象額】

- ・「なりわい再建支援補助金」の自己負担額部分の借入額に係る利子(最大 3 年間)
- ・借入額が自己負担額を超える場合は、次の算定方法による割合額を補給

$$\text{支払利子額（2月※～1月）} \times \frac{\text{自己負担額}}{\text{借入額}}$$

※令和 6 年度のみ 1 月～

【申請手続き】

- ・毎年度、**2月3日まで**に、次の書類を県庁窓口へ郵送
 - (申請 1 回目) ①申請書兼実績報告書(1号様式)、②なりわい再建支援補助金の交付確定通知(写)、③借入の金銭消費貸借契約書(写)、④誓約書(3号様式)
 - (申請 2 回目以降) ①申請書兼実績報告書(2号様式)※2回目以降、電子メールによる提出可

【県庁窓口（問い合わせ・申請書等提出先）】

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県商工労働部経営支援課金融グループ

電話番号：076-225-1522 電子メール：kaishu@pref.ishikawa.jp